

介護老人保健施設入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設成寿苑（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元保証人は、本施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を本施設に提出したときより効力を有します。但し、利用者の身元保証人に変更があった場合は、新たな身元保証人の同意を得ることとします。

(身元保証人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元保証人を立てます。但し、利用者が身元保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元保証人は、利用者が本約款上本施設に対して負担する一切の債務を極度額100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元保証人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
- ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元保証人と別に祭祀主宰者がいる場合、本施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元保証人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は本施設、本施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、本施設は、利用者及び身元保証人に対し、相当期間内にその身元保証人に代わる新たな身元保証人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元保証人の請求があったときは、本施設は身元保証人に対し、本施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、本施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- 2 身元保証人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(本施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 本施設は、利用者及び身元保証人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
 - ② 本施設において定期的実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、本施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
 - ④ 利用者及び身元保証人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
 - ⑤ 利用者が、本施設、本施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、本施設が新たな身元保証人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元保証人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、本施設を利用させることができない場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元保証人は、連帯して、本施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、本施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 本施設は、利用者、身元保証人又は利用者若しくは身元保証人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。
- 3 本施設は、利用者又は身元保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元保証人又は利用者若しくは身元保証人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 本施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。

- 2 本施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 本施設は、身元保証人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して本施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元保証人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると本施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

- 4 前項は、当施設が身元保証人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 本施設は、利用者及び身元保証人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると本施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 本施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、本施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 本施設とその職員は、本法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元保証人又は利用者若しくは身元保証人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 本施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 本施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、本施設は、利用者、身元保証人又は利用者若しくは身元保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、本施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元保証人又は利用者若しくは身元保証人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

- 第 12 条 利用者、身元保証人又は利用者の親族は、本施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。
- 2 本施設は、利用者及び家族等からの苦情を受けた場合は、当該苦情の内容等を記録し、又、市町村又は国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、改善の内容を市町村又は国民健康保険団体連合会に報告します。
- 3 本施設は、利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めます。

(賠償責任)

- 第 13 条 介護保健施設サービスの提供に伴って本施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、本施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、本施設が損害を被った場合、利用者及び身元保証人は、連帯して、本施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

- 第 14 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元保証人と本施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設成寿苑のご案内
(令和8年1月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	介護老人保健施設成寿苑
開設年月日	平成17年 4月 1日
所在地	秋田県大館市釈迦内字狼穴79番地
電話番号	0186-48-4975
ファックス番号	0186-45-2115
管理者名	施設長 塚本 文仁
介護保険指定番号	0550480032

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、又、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

(3) 施設の職員体制

	常勤及び非常勤	業務内容
医師	1人以上	利用者の症状を把握し、医学サービスの管理、提供を行います。
看護職員	9人以上	医師の指示のもとに、健康管理・医療補助・療養上のお世話を行います。
薬剤師	1人以上	利用者の服薬管理を行います。
介護職員	25人以上	利用者の生活全般にわたる介護を行います。
支援相談員	1人以上	生活相談やご家族様等(以下、「家族等」という。)の各種相談に応じます。サービス計画の作成を行います。
介護支援専門員	1人以上	
理学療法士	2人以上	心身の諸機能の維持回復を図り、必要なりハビリテーションを計画的に行います。
作業療法士		
言語聴覚士		
栄養士	1人以上	利用者の状態・嗜好等にあわせ、栄養管理を計画的に行います。

(4) 入所定員等 定員 100名(うち認知症専門棟 40名)
療養室 個室 94室、3人室 2室

(5) 通所定員 30名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事（原則として食事は、食堂となります。）
朝食 7時30分～8時30分
昼食 12時00分～13時00分
夕食 17時45分～18時45分
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 理美容サービス（原則月4回実施します。）
- ⑨ 行政手続代行
- ⑩ その他
*これらのサービスのなかには、利用者から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

本施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただいています。

・協力医療機関

- | | |
|-----|------------------------|
| ①名称 | 大館市立総合病院 |
| 住所 | 秋田県大館市豊町3-1 |
| ②名称 | 独立行政法人労働者健康安全機構 秋田労災病院 |
| 住所 | 秋田県大館市軽井沢字下岱30 |
| ③名称 | 大館市立扇田病院 |
| 住所 | 秋田県大館市比内町扇田字本道端7-1 |

・協力歯科医療機関

- | | |
|----|-------------|
| 名称 | 神成歯科医院 |
| 住所 | 秋田県大館市馬喰町25 |

4. 施設利用に当たっての留意事項

(1) 利用中の医療機関への受診等について

本施設には常勤の医師がおり、利用者の健康管理をさせていただいており、他の医療機関への受診には、本施設医師の紹介が必要となります。

従いまして外泊・外出時などの際（緊急やむを得ない場合を除き）本施設以外の医療機関で「診療を受ける」「薬をもらう」「検査を受ける」「処置を受ける」等は原則としてできませんのでご了承ください。

(2) 面会について

面会時間は午前8時30分～午後8時までとなっております。

面会来苑の際には玄関受付にて面会簿の記入をお願いしております。

冬期間、感染症の流行で面会制限を実施する場合がございます。実施につきましては予め身元保証人へご連絡いたしますのでご了承ください。

※飲食物の持ち込みについては、職員までお申し出ください。

(3) 所持品等の取扱いについて

①多額の現金および貴重品（ブレスレット・ネックレス・指輪等貴金属）などの持参は原則お断りしております。紛失、盗難、破損等の保証は致しかねます。

また、ナイフ、はさみ等の危険物と成り得る物品の持ち込みもご遠慮ください。

②本施設内の居室に所持品や備品を持ち込みたい場合は、予め職員へ申し出てください。（電化製品の持ち込みはお断りする場合があります。）

(4) 飲酒・喫煙について

本施設内での飲酒・喫煙は原則禁止となっております。

(5) 外出・外泊について

外出・外泊の場合には、外出先、同伴者、場所日時等をお届け出てください。

ただし、身元保証人以外の届け出の場合、確認をとらせていただく場合がございます。当日の体調により許可できない場合もあります。

※緊急時は本施設にご連絡いただきますよう宜しくお願い致します。

(6) 薬剤投与の適正化について

持参薬については、本施設医師の判断（必要に応じかかりつけ医との相談）により、特に多剤併用者における有害事象の予防を目的とした減薬および中止、ならびに入後の病状に応じてお薬の追加、同種同効である後発医療品（ジェネリック医薬品）への変更等をする場合があります。

5. 禁止事項

本施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

6. 要望及び苦情等の相談

①サービスのご利用に関わる相談、苦情、要望の受付、要望の発生等の際の受付窓口は以下のとおりです。

・ナースステーション

電話番号	0186-48-4975
受付時間	午前8時30分～午後5時30分
備考	ナースステーション前にご意見箱を設置

・上記事業を管轄する事業者

事業者	社会福祉法人成寿会
電話番号	0186-48-4975
営業日	土・日・祝日・年末年始を除く毎日
受付時間	午前8時30分～午後5時30分
備考	事務所前にご意見箱を設置

②その他の相談・苦情受付

その他、以下の市町村等の苦情相談窓口で相談することもできます。

・市町村の相談・苦情受付窓口（大館市）

市町村名	大館市
電話番号	0186-42-8532
担当部署	介護保険係
備考	

・市町村の相談・苦情受付窓口（鹿角市）

市町村名	鹿角市
------	-----

電話番号	0186-30-0234
担当部署	あんしん長寿課
備考	

・市町村の相談・苦情受付窓口（小坂町）

市町村名	小坂町
電話番号	0186-29-3925
担当部署	福祉課 町民福祉班
備考	

・市町村の相談・苦情受付窓口（北秋田市）

市町村名	北秋田市
電話番号	0186-62-1112
担当部署	介護保険係
備考	

・市町村の相談・苦情受付窓口（上記以外の市町村）

市町村名	
電話番号	
担当部署	
備考	

・国民健康保険団体連合会の相談・苦情受付窓口

国保連合会	国民健康保険団体連合会
電話番号	018-883-1550
担当部署	苦情受付窓口
備考	

③苦情・事故の対応時の基本手順

社会福祉法人成寿会は、以下の基本手順に基づいた対応を実施します。

- I. 苦情・事故の受付
- II. 苦情・事故内容の確認
- III. 苦情・事故解決責任者等への報告
- IV. 苦情・事故解決に向けた対応に関する利用者への事前説明・同意
- V. 苦情・事故解決に向けた対応の実施
- VI. 再発防止又は改善の処置
- VII. 苦情・事故解決結果の利用者への説明・同意
- VIII. 苦情・事故解決責任者等への最終報告
 - 苦情・事故窓口担当者 山口 努（支援相談部長）
 - 苦情・事故解決担当者 伊藤 浩明（事務長）

<別紙2>

介護保健施設サービスについて
(令和6年4月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

本施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、利用者、身元保証人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーションホールにて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

本施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

○従来型個室

○多床室

・要介護1	788円	871円
・要介護2	863円	947円
・要介護3	928円	1014円
・要介護4	985円	1072円
・要介護5	1040円	1125円

*夜勤職員配置加算として、1日24円加算されます。

*短期集中リハビリテーション実施加算対象者は、3月間を限度として（Ⅰ）は1日258円、（Ⅱ）は1日200円加算されます。

*認知症短期集中リハビリテーション実施加算対象者は、週3回を限度として（Ⅰ）は1日240円、（Ⅱ）は1日120円加算されます。

*認知症ケア加算対象者は、1日76円加算されます。

*若年性認知症入所者受入加算対象者は、1日120円加算されます。

*在宅復帰・在宅療養支援機能加算対象者は、（Ⅰ）は1日51円、（Ⅱ）は1日51円加算されます。

- *外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記施設利用料に代えて362円となります。
- *在宅サービス加算対象者は、1月に6日を限度として800円加算されます。
- *ターミナルケア加算対象者は、1日1,900円(死亡日)、910円(死亡日の前日及び前々日)、160円(死亡日以前4日以上30日以下)、72円(死亡日以前31日以上45日以下)加算されます。
- *初期加算として入所後30日に限って、(I)は1日60円、(II)は1日30円加算されます。
- *退所時栄養情報連携加算として、1回70円加算されます。
- *再入所時栄養連携加算として、入所後に退所し病院又は診療所(以下「病院等」という。)に入院した場合であって、退院後に再度本施設に入所する際、病院等の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を策定した場合、1人につき1回を限度として、200円加算されます。ただし、栄養マネジメント強化加算を算定していない場合は加算されません。
- *入所前後訪問指導を行った場合は、(I)は1回450円、(II)は1回480円加算されます。
- *退所時等支援加算を行った場合は、下記の料金が加算されます。
 - ①試行的退所時指導加算 400円/月 3月間限度
 - ②退所時情報提供加算 (I) 500円/回
 - ③退所時情報提供加算 (II) 250円/回
 - ④入退所前連携加算 (I) 600円/回
 - ⑤入退所前連携加算 (II) 400円/回
 - ⑥訪問看護指示加算 300円/回
- *協力医療機関連携加算として、下記の料金が加算されます。
 - ①協力医療機関連携加算 (I) 令和6年度まで 100円/月
 - ②協力医療機関連携加算 (I) 令和7年度から 50円/月
 - ③協力医療機関連携加算 (II) 令和7年度から 5円/月
- *栄養マネジメント強化加算対象者は、1日11円加算されます。
- *経口移行加算対象者は、180日以内の場合1日28円加算されます。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は加算されません。
- *経口維持加算 (I)は1月に400円、(II)は1月に100円加算されます。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント強化加算を算定していない場合は加算されません。
- *口腔衛生管理加算対象者は、1月に(I)は90円、(II)は110円加算されます。
- *医師の発行する食事箋に基づき食事が提供された場合、1食6円加算されます。
- *かかりつけ医連携薬剤調整加算対象者は、退所時に(I)イは140円、(I)ロは70円、(II)は240円、(III)は100円加算されます。
- *緊急時治療管理対象者は1日518円加算されます。(1月に1回で連続した3日以内)
- *所定疾患施設療養費対象者は、下記の料金が加算されます。ただし、上記緊急時治療管理を算定している場合については加算いたしません。
 - ①所定疾患施設療養費 (I) 239円 (1月に1回7日を限度)
 - ②所定疾患施設療養費 (II) 480円 (1月に1回10日を限度)
- *認知症専門ケア加算対象者は、1日に(I)は3円、(II)は4円加算されます。
- *認知症チームケア推進加算対象者は、1月に(I)は150円、(II)は120円加

算されます。

*認知症行動・心理症状緊急対応加算対象者は、入所した日から起算して7日を限度として1日につき、200円加算されます。

*リハビリテーションマネジメント計画書情報加算対象者は、1月に(I)は53円、(II)は33円加算されます。

*褥瘡マネジメント加算対象者は、1月に(I)は3円、(II)は13円加算されます。

*排せつ支援加算対象者は、1月に(I)は10円、(II)は15円、(III)は20円加算されます。

*自立支援推進加算対象者は、1月に300円加算されます。

*基本的な情報を厚生労働省に提出しサービス計画を見直した場合、科学的介護推進体制加算として1月に(I)は40円、(II)は60円加算されます。

*安全対策を実施する体制が整備されている場合、安全対策体制加算として入所時に1回20円加算されます。

*高齢者施設等感染対策向上加算対象者は、1月に(I)は10円、(II)は5円加算されます。

*新興感染症等施設療養費加算対象者は、1月に1回5日を限度として、1日あたり240円加算されます。

*生産性向上推進体制加算対象者は、1月に(I)は100円、(II)は10円加算されます。

*サービス提供体制強化加算(II)として、1日18円加算されます。

*介護職員処遇改善加算(I)として、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の3.9%が加算されます。(令和6年5月31日まで算定可能)

*介護職員等特定処遇改善加算として、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の2.1%が加算されます。(令和6年5月31日まで算定可能)

*介護職員等ベースアップ等支援加算として、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の0.8%が加算されます。(令和6年5月31日まで算定可能)

*介護職員等処遇改善加算として、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の(I)は7.5%、(II)は7.1%、(III)は5.4%、(IV)は4.4%が加算されます。

*介護職員等処遇改善加算として、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の(V)(1)は6.7%、(V)(2)は6.5%、(V)(3)は6.3%、(V)(4)は6.1%、(V)(5)は5.7%、(V)(6)は5.3%、(V)(7)は5.2%、(V)(8)は4.6%、(V)(9)は4.8%、(V)(10)は4.4%、(V)(11)は3.6%、(V)(12)は4.0%、(V)(13)は3.1%、(V)(14)は2.3%が加算されます。(令和7年3月31日まで算定可能)

◎上記料金は、1割負担の場合です。2割負担の場合は、上記料金の2倍の料金となり、3割負担の場合は、上記料金の3倍の料金となります。

(2) その他の料金(介護保険給付外サービス)

① 食費(1日当たり)

1) 利用者負担第一段階 300円

2) 利用者負担第二段階 390円

3) 利用者負担第三段階① 650円

利用者負担第三段階② 1,360円

4) 利用者負担第四段階 1,590円(1食 530円)

※ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載さ

れている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。

② 居住費（療養室の利用費）（1日当たり）

・従来型個室

1) 利用者負担第一段階	550円
2) 利用者負担第二段階	550円
3) 利用者負担第三段階①	1,370円
利用者負担第三段階②	1,370円
4) 利用者負担第四段階	
従来型個室1	2,440円
従来型個室2	2,140円
従来型個室3	1,728円

・多床室（3人室利用者）

1) 利用者負担第一段階	0円
2) 利用者負担第二段階	430円
3) 利用者負担第三段階①	430円
利用者負担第三段階②	430円
4) 利用者負担第四段階	437円

③ 利用者の選択によるサービス

- 1) 特別室 1日 1,000円
特別室の広さ（10.96㎡）・専用トイレ付き
専用洗面所付き・高級カーテン・高級壁掛け時計・絨毯張り
- 2) 理美容代
- | | |
|-----|--------|
| カット | 1,800円 |
| 顔そり | 1,000円 |
| パーマ | 5,000円 |
| 毛染め | 3,500円 |
- 3) おやつ代 1食 150円

本施設のおよつの提供を・・・希望します・希望しません

※ ご希望される利用者につきまして、利用者請求書にて月単位での請求とさせていただきます。また、利用者の健康状態や家族等の希望でおよつの提供を中止したい場合は、ご要望に応じます。

4) 私物洗濯代（本施設での緊急時の洗濯分）

1キロ	285円
コインランドリー 洗濯機6kg	1回 200円（利用者対応）
乾燥機4kg	30分 100円（利用者対応）

※ ご希望により洗濯物をクリーニング店に出した場合は別途、実費分をお支払いいただきます。

5) テレビ使用料

ホール設置テレビ8（各ホール1台）	無料
自室テレビ（カード式）約16時間	1,000円

6) 受診料等本人分立替 実費相当額

※ 病院への受診をした際に、受診料の本人負担分が発生することがあります。その際、身元保証人のご希望がある場合に限り、身元保証人に代わり、医療機関に本施設が立替払いをいたします。この場合、実費相当額を翌月の請求書にて身元保証人へご請求いたします。

なお、病院からの請求額の連絡が遅れた等の理由により、翌月の請求書に間に

合わない場合につきましては、翌々月以降となりますのでご承知願います。また、利用者が本来ご負担いただくべきもの（乾電池、イヤホン、靴等）につきましても、利用者（身元保証人）が希望し、本施設の金銭等により買入した場合は、病院受診同様の取扱いとさせていただきます。

本施設の立替払いを・・・ 希望します ・ 希望しません

7) 健康管理費（インフルエンザ予防接種費用等） 実費相当額

※ 予防接種を行う前に必ず身元保証人に説明し、同意を得た上で接種を行います。

8) 各種証明書料	死亡診断書	4, 400円
	二通目以降	2, 750円
	他各種診断書	3, 300円
	証明書	2, 200円
	簡易証明書	1, 100円

(3) 支払い方法

毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払い方法は、原則として口座振込みか口座引き落としとさせていただきます。なお、現金での支払いの場合は、直接窓口を持参ください。

また、本施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保険施設サービスに係わる費用の支払いを受けた場合は、提供した介護保険施設のサービス内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を発行いたします。

<別紙3>

個人情報の利用目的

(令和5年11月1日現在)

介護老人保健施設成寿苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・本施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －給食及び検体検査業務の委託その他必要な業務委託
 - －身元保証人への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔本施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・本施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －本施設において行われる学生の実習への協力
 - －本施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・本施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設入所利用同意書

介護老人保健施設成寿苑を入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年 月 日

<利用者>

住所

氏名

印

<身元保証人>

住所

氏名

印

事業者 (所在地) 秋田県大館市釈迦内字狼穴79番地
(法人名) 社会福祉法人成寿会
(代表者名) 理事長 奥村 俊樹

印

(事業所名) 介護老人保健施設成寿苑

(管理者名) 施設長 塚本 文仁

印

(説明者名)

印